



オーストラリアへの渡航

オーストラリア国籍者または永住者

オーストラリアに到着するすべての渡航者に、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例: ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。

オーストラリア国籍者や永住者、オーストラリア国籍者や永住者の近親者、または普段オーストラリアに居住しているニュージーランド国籍者であれば、オーストラリアへの渡航を認められています。上記の近親者に該当し、一時滞在ビザを保有している方は、内務省に近親関係を証明する書類等を提出する必要があります。

オーストラリア国籍者

オーストラリア国籍者であればオーストラリアに入国することができ、例外的な状況においては、有効なオーストラリア旅券(パスポート)を保持していなくても入国を認められます。オーストラリア国籍者で有効な旅券をお持ちでない方は、航空会社の職員に自らがオーストラリア国籍者であり、オーストラリアへの入国には(重国籍者であっても)ビザを必要としないことをお伝えください。このような場合、航空会社がオーストラリア国境警備局に連絡し、該当者の国籍を確認します。なお、遅れが生じる場合に備え、空港には早めに到着しておくことが重要です。また、現在滞在している国からの出国の可否は、当該国の当局による規制・決定に従うこととなります。

オーストラリア永住者

永住者とは、Resident Return [レジデントリターン]ビザを含む、永久/永住ビザの保有者を指します。永住者にも、入国時には到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例: ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。

普段オーストラリアに居住しているニュージーランド国籍者

普段オーストラリアに居住しているニュージーランド国籍者(サブクラス 444 もしくはその他の永久/永住ないし暫定ビザ保有者)は、オーストラリアへの渡航を認められています。該当する方は、居住を証明する書類等(運転免許証または居住していることを示す文書)を携帯しなければなりません。チェックインの際に、それらの証明文書を提示してください。なお、この条件に該当する方にも、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例: ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。

重要: ニュージーランド国籍者およびニュージーランド永住者でオーストラリアに居住していない方がオーストラリアに来ることができるのは、ニュージーランドに帰国するための経由地としてオ

ーオーストラリアで乗り継ぎをする場合のみです。詳細は「Transiting Australia[オーストラリア経由での乗り継ぎ]」の説明をご確認ください。

オーストラリア国籍者または永住者の近親者

近親者とみなされるのは、つぎに該当する方々に限定されます：

- 配偶者
- de facto[事実婚関係]にあるパートナー
- 扶養下にある子供
- 法定保護責任者

オーストラリアに到着するすべての渡航者に、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例：ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。

該当する近親者の方は、オーストラリアへの渡航前に内務省に情報を提供しなければならない場合があります。

保護責任者

子供についての保護責任者とは、その子供の長期的な福祉の責任を負う者であり、法または慣習によりその子供の保護責任者に与えられる権限や権利、義務のうち、以下を除くすべてを有する者を指します：

- その子供の日々の監護や管理をする権利、および
- その子供の日々の監護や管理に関わる意思決定を行う権利と責任

ビザをお持ちでない方

ビザを取得するまで、オーストラリアへの渡航は認められません。ビザを申請して、証明書類等(婚姻証明書やご自身の出生証明書、またはお子様の出生証明書)を含めるようにしてください。

一時滞在ビザ保有者(パートナービザおよび子供ビザ保有者を除く)

下記のお問い合わせフォームを使用して、当省に詳細情報をご提供ください。その際は証明書類等(婚姻証明書や、共有資産または共有不動産の関連文書等の事実婚関係を証明するもの、ご自身の出生証明書、またはお子様の出生証明書)を添付してください。当省から渡航を認める通知があるまでは、渡航しないでください。

パートナービザ(サブクラス 100、309、801、820)および子供ビザ(サブクラス 101、102、445)の保有者は、オーストラリアへの渡航を認められています。これらに該当する方は、渡航規制の適用除外措置を申請する必要はありません。

Prospective Marriage[婚約者]ビザ(サブクラス 300)保有者は、現時点ではオーストラリアへの渡航を認められていません。

オンラインで渡航規制の適用除外措置を申請、または追加情報を提供

オンラインで申請

オーストラリアに渡航しなければならない酌量すべき事情や、やむを得ない事情がある渡航者についても、このフォームを使用して渡航規制の適用除外措置を申請することができます。

上記以外の方

オーストラリアに渡航しなければならない酌量すべき事情や、やむを得ない事情がある渡航者は、オーストラリア国境警備局長から渡航規制の適用除外を認められなければなりません。

オーストラリアに到着するすべての渡航者に、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例: ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。

渡航規制は変更される可能性があります。一部では、規制適用からの除外措置も取られています。こまめに最新の情報を確認するようにしてください。

国境警備局長の裁量に基づく、その他の事由による適用除外措置

ABF(オーストラリア国境警備局)局長は、現在施行されている渡航規制について、以下に該当する方を対象に、上記以外の追加事由による同規制からの適用除外措置を取ることを検討する場合があります:

- 外国籍者で、オーストラリア連邦政府の招聘により COVID-19 対策への支援目的で渡航する方、もしくはその入国が国益に資する方
- 航空機による救急搬送や物資供給を含む重要医療サービスで、海外の港・空港から定期的にオーストラリアに到着しているもの
- 重要スキルを有する者(例: 専門医、エンジニア、船舶の水先案内人および乗務員)は例外的に個別で適用除外措置の対象となる可能性があります
- オーストラリアに赴任している外交官で現在オーストラリアに居住している方とその近親者
- 人道的な理由または酌量すべき事情により、個々の案件を検討したうえで規制の適用除外を認められる場合があります

規制適用からの除外は、渡航前に認められていなければなりません。また、国境警備局長の裁量に基づく適用除外措置の申請は、以下の文書等を伴っていなければなりません:

- **渡航者の詳細情報:** 氏名、生年月日、ビザの種類とビザ番号、パスポート番号、オーストラリアにおける住居の住所、オーストラリア国内の電話番号
- **申請案件についての情報:** なぜこの案件が国境警備局長による裁量に基づく適用除外措置／その他の渡航規制適用除外措置の対象として検討されるべきなのかという理由
- **根拠を示す供述書:** 適用除外措置の申請は、申請者が上記の除外条件もしくは国境警備局長による裁量措置発動の理由のうち、どれかひとつをいかにして満たしているのかという供述と、その内容を証明する文書等を伴っていなければなりません

すべての渡航者が、渡航前に上記の規制適用除外条件のいずれかひとつを満たしていることを証明する文書等を提供していることが重要です。

渡航規制の適用除外の申請理由によっては、以下に挙げるものを含み得る証明書類等を提供しなければならない場合があります：

- 身分証明書
- 婚姻証明書
- 出生証明書
- 死亡証明書
- 交際関係や近親関係を証明する書類等（例：シェア／共同での賃貸契約書や共同名義の銀行口座など）
- ビザの滞在資格や状態
- 渡航が必要な理由を示す、医師もしくは病院からの書簡
- 渡航が必要な理由または行われる作業・職務が重要である理由を示す、雇用主からの書簡
- 関連する事業または企業からの書簡
- 自らの申請の根拠となるようなもので、申請者が用意できるその他の証明書類等

渡航規制の適用除外を申請する根拠となる証明書類等はすべて、正式に英訳されたものでなければなりません。

オンラインで渡航規制の適用除外措置を申請、または追加情報を提供

[オンラインで申請](#)

オーストラリアに渡航しなければならない酌量すべき事情や、やむを得ない事情がある渡航者についても、このフォームを使用して渡航規制からの適用除外措置を申請することができます。

ビザ申請をご希望の方

ビザ申請をご希望の方は、現時点でオーストラリアのビザを申請する必要があるのかどうかを再検討したうえで、このウェブページをこまめに訪問して、渡航規制やビザ審査手続きについての最新情報をご確認ください。

ビザ審査手続きに関する措置

当省は緊急を要する渡航を支援すべく、渡航規制の除外対象となる渡航者からのビザ申請を優先的に審査しています。

オンラインでのビザ申請は書面による申請よりも早く審査されるため、当省ではビザ申請者に対して、可能な限りオンライン申請を利用するよう推奨しています。

渡航規制の施行期間中は、[ETA のオンライン申請](#)はご利用いただけません。

サービス障害

ビザ申請の審査に関連する一部のサービスは COVID-19 による影響を受ける可能性があり、当省が使用している様々なサービスが利用できなくなるケースも増えてきています。

こうした影響を受けているサービスには、海外の指定医師(下記をご覧ください)や英語テスト施設、個人識別情報の収集業務および書面申請の提出窓口などが含まれます。

これらのサービスが利用できない状況にある間は、多くのビザ申請者がビザ要件を満たすことができません。申請者には、健康診断等を受けて必要な情報を提供できるよう、追加の時間が与えられます。

ビザ関連の健康診断

当省サービス等の利用者は、COVID-19 の影響でビザ関連の医療サービスに障害が発生していることにご注意ください。

My Health Declarations [マイヘルス・デklarレーション]は現在サービスを一時停止しています。ご希望のビザのための健康診断を含む Health Requirement [医療・保健上の要件]は、当該のビザ申請が提出されてから決定されます。

当省のビザ審査担当職員も障害が発生していることは把握しており、ビザ申請の審査にあたっては諸手続きに通常よりも長く時間が掛かってしまうことを考慮いたします。

ビザ関連の健康診断の予約が延期されても、当省にご連絡いただく必要はありません。

これからビザを申請する方や、まだ渡航向け健康診断を受けるよう要請されていない方は、現時点でオーストラリア国内にあるビザ向け健康診断サービス・クリニックや海外の指定クリニックにご連絡いただく必要はありません。

学生ビザ

海外にいて、オーストラリアの教育機関のオンラインコースを履修中の方は、ビザは必要ありません。

教育機関は新しく CoE (Confirmation of Enrolment: 入学・履修許可証)を発行し、学生がオンラインで学習できるよう履修登録することができます。